



**Better Health, Brighter Future**

会社名 武田薬品工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー  
(コード番号 4502 東証第1部)  
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション  
小林一三 03-3278-2095  
Email: kazumi.kobayashi@takeda.com

## News Release

2018年4月20日

### Shire 社に関する当社声明について

当社は、複数のメディアにおいて、武田薬品が Shire 社に対し 1 株当たり 46.5 ポンド相当での買収提案を行った旨の報道があったことを受け、本声明を行います。

本声明においては、当社の Shire 社への申出の内容についてお知らせすると共に、当社申出が Shire 社の取締役会に受け入れられなかったこと、また、両社においては引き続き協議を継続している旨をお知らせしております。

また、本年3月29日付和文プレスリリース「Shire 社の株価変動に関する当社声明について」において公表した通り、当社は、本声明とは別に、2018年4月25日の午後5時(ロンドン時間)までに、Shire 社に対する買収提案を実施する確定的な意図を有する旨、又は Shire 社に対して買収提案を行う意図がない旨のいずれかを公表することとなります。

以上



**Better Health, Brighter Future**

会社名 武田薬品工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー  
(コード番号 4502 東証第1部)  
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション  
小林一三 03-3278-2095  
Email: kazumi.kobayashi@takeda.com

## News Release

2018年4月20日

### Shire 社に関する当社声明について

当社は、Shire plc(以下、「Shire 社」)社に関する近時の推測的報道を受け、本公表文を開示いたします。当社は、本年4月12日に、Shire 社の取締役会に対し、同社の発行済み株式及び今後発行される株式の全てを、1株当たり46.50ポンド(米ドルで支払われる17.75ポンド相当の現金及び28.75ポンドの当社新株からなる対価)にて取得するとの内容に改めた申出を行いました。

その後当社は、Shire 社の取締役会において当社の申出が受け入れられなかったとの通知を受けました。現在、両社間において、今後可能な提案についての協議が継続中です。

当社及び当社取締役会は、当社が何らかの提案を行う場合、引き続き当社の厳格な投資基準に基づき行うことをあらためて表明いたします。また、前回の公表文にも記載のとおり、当社は、確固たる配当方針及び信用格付けを維持してまいります。

Shire 社の買収は、当社の現在の成長に向けた機運を一層強化するとともに、日本に本社を置き、患者さんにとっての価値を追求する真の研究開発型グローバルバイオ医薬品企業のリーディングカンパニーとなるための当社の変革を加速し、バランスのとれた国内外の拠点の確保、強固かつ多様性のあるパイプライン及び財務の強化をもたらすものです。

両社間の協議の結果にかかわらず、当社は、引き続き変革を遂行し、製品ポートフォリオを拡充させるとともに、パイプラインの強化及び収益力の向上に努めてまいります。

## その他の事項

当社が、Shire 社に対して確定的な提案を行う場合には、以下を条件といたします。

- 通例的なデュー・ディリジェンスが十分に行われること。
- Shire 社の取締役会において、当社の申出について、全会一致かつ無条件の承認が得られること。
- Shire 社の取締役が、その保有する Shire 社株式の議決権につき、本件に賛同する権利行使を行う旨の撤回不可の合意を、当社にとって十分な内容にて得ること。
- 当社取締役会における最終承認が得られること。

なお、当社は、上記の条件の全部又は一部を放棄する権利を有します。

また、当社の申出は、英国の City Code on Takeovers and Mergers (以下、「Code」)のもとで、当社が提案を行う義務を負うものではなく、提案を実施する確定的な意図の証左となるものでもありません。当社が確定的な提案を行う確実性はなく、今後必要に応じて追加での公表を行います。

さらに、当社は以下の権利を有します。

- 対価の種類を変更すること、又は複数の種類の対価を組み合わせること。
- Shire 社に対し、以下の場合には、随時、より不利な内容の提案を行うこと。
  - Shire 社の取締役会の同意又は推奨を得ている場合。
  - 当社が、Shire 社に対して確定的な意図に基づく買収提案を行うことを公表する日において、第三者が、当該申出より低い価額にて Shire 社買収の確定的な提案を行うことを公表した場合。
  - Code に基づき、Shire 社がホワイト・ウォッシュ (概要: Shire 社が発行する株式を取得することにより、単独又は共同して、Shire 社の支配を得る取引をいう) の提案を公表した場合。
- Shire 社が、本年 4 月 24 日に行われる、1 株当たり株 0.2146 ポンド及び 1 ADS 当たり 0.8937 米ドルとの 2017 年第二中間配当以外に、配当その他の分配の承認、宣言、実施又は支払いを行う場合、当該配当・分配額と同額分、対価を減額すること。

当社は、Code の Rule 2.6(a)に基づき、2018 年 4 月 25 日の午後 5 時(ロンドン時間)までに、Code の Rule 2.7 に基づき Shire 社に対する買収提案を実施する確定的な意図を有する旨(買収提案に際して必要となる条件及び前提条件がある場合はそれらに従う)、又は Shire 社に対して買収提案を行う意図がない旨(当該公表は Code の Rule 2.8 が適用される声明として扱われる)のいずれかを公表する必要があります。上記期限は、Code の Rule 2.6(c)に基づき、英国の Panel on Takeovers and Mergers が同意した場合に限り延長が可能です。

### <留意事項>

本公表文の発表、公表又は配布が違法である法域において、全体であるか部分的であるか及び直接的であるか間接的であるかを問わず、本公表文を発表、公表又は配布することを意図するものではありません。

本公表文は、Code の Rule 2.7 に規定される買収提案を行う確定的な意図があることを公表するものではなく、買収提案がなされること及び買収提案がなされる場合の条件について何らの確実性もありません。本公表文は、本公表文に従い又はそれにかかわらず、いかなる有価証券の購入、取得、申込み、売却その他の処分の提案、案内、又は勧誘のいずれの一部を構成、表明、又は形成するものではなく、またこれを行うことを意図しておりません。

英国及び日本以外の法域における本公表文の配布は法令により制限されている場合があるため、本公表文を閲覧する場合には、当該法令による制限を確認し、かつ遵守することが求められます。当該制限を遵守しなかった場合には、当該法域における証券法又は規則違反となる場合があります。

Evercore Partners International LLP（以下、「Evercore」）は、Financial Conduct Authority から英国における認可・規制を受けており、本公表文に記載された事項に関して、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして行動し、当社以外の者のために行動しておりません。また、Evercore は、本公表文に記載された事項に関して当社以外をその顧客とみなすことはなく、Evercore の顧客に対するプロテクション及び本公表文に記載された事項に関する助言の提供について、当社以外の者に対して何ら責任を負うものではありません。

JPMorgan Securities Japan Co., Ltd.及びその関連会社である J.P. Morgan Securities plc（以下、「J.P. Morgan」）は、J.P. Morgan Cazenove として英国の投資銀行業務を行い、Prudential Regulation Authority から認可を受け、Prudential Regulation Authority 及び Financial Conduct Authority から英国における規制を受けており、本公表文に記載された事項に関して、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして行動し、当社以外の者のために行動しておりません。また、J.P. Morgan 及びその関連会社は、J.P. Morgan の顧客に対するプロテクション及び本公表文に記載された事項又は取決めに係る助言の提供について、当社以外をその顧客とみなすことはなく、また、当社以外の者に対して何ら責任を負うものではありません。

Nomura International plc（以下、「Nomura」）は、Prudential Regulation Authority から認可を受け、Prudential Regulation Authority 及び Financial Conduct Authority から英国における規制を受けており、本公表文に記載された事項に関して、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして行動し、当社以外の者のために行動しておりません。また、Nomura 及びその関係会社並びにその役員、代理人、代表者又は関係者は、Nomura の顧客に対するプロテクション及び本公表文に記載された事項又は取決めに係る助言の提供について、当社以外をその顧客とみなすことはなく、また、当社以外の者に対して何ら責任を負うものではありません。

### <将来に関する見通し情報>

このプレスリリースには、当社の将来の事業、将来のポジション、見積もり、予測、目標及び計画を含む運用結果に関する「将来見通し情報」が含まれています。「将来見通し情報」は、「めざす」、「予想される」、「考える」、「信じる」、「継続する」、「努める」、「見込む」、「期待する」、「予測」、「構想」、「意図する」、「かもしれない」、「見込み」、「計画」、「可能性ある」、「可能性」、「見積り」、「予想する」、「リスク」、「求める」、「すべきであろう」、「図る」、「目標」、「だろう」などの将来の見通しに関する用語、又は同様の用語若しくはその否定表現により、又は戦略、計画若しくは意図に関する議論により、識別することができます。

このプレスリリースにおける将来見通し情報は、現在当社が入手可能な情報に鑑みて行った当社の仮定及び判断に基づくものです。かかる将来見通し情報は、当社又は当社の役員による、将来の業績に関する保証を表すものではなく、既知及び未知のリスクと不確実性その他の要素を伴います。リスクと不確実性には、日本、米国及び世界中の一般的な経済条件を含む当社の事業を取り巻く経済状況、競合製品の出現と開発、関連法規、製品開発計画の成功又は失敗、規制当局による判断とその時期、為替変動、市場で販売された製品又は製品の安全性又は有効性に関するクレーム又は懸念等、買収対象企業との PMI (買収後の統合プロセス) が含まれますが、これらに限られません。これらにより、当社の実際の業績、経営結果、財務内容は、将来見通し情報において、明示又は暗示された将来の業績、経営結果、財務内容とは、大きく異なる可能性があります。当社又は当社の役員は、この将来見通し情報において示された予想が結果的に正しいということは何ら保証するものではなく、実際の業績又は経営結果は予想と大きく異なることがあり得ます。

ここに記載された将来見通し情報は、このプレスリリース公表日現在のみにおいてのものであり、当社及び当社の役員は、最新情報又は将来の出来事その他事情のいずれによるかを問わず、将来見通し情報又はこのプレゼンテーションに含まれるその他の情報を、修正又は更新するいかなる義務を負うものではありません。

### <Code における情報公開要件>

Code の Rule 8.3(a) に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者(その者による取引が全額現金取引である、もしくはその見込みが高いことを公表した提案者以外の提案者を指す)のいずれかの種類の関連証券について、その 1%以上の持分を有する者は、Offer Period の開始後及びその後初めて株式の交換の提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表後に、Opening Position Disclosure を行わなければならない。Opening Position Disclosure には、対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショート・ポジション及び引受の権利の詳細が含まれる必要があります。Rule 8.3(a) の対象となる者による Opening Position Disclosure は、Offer Period の開始から 10 営業日後の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)及び(該当がある場合)その後初めて提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表から 10 営業日後の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)までに行う必要があります。Opening Position Disclosure 開示期限より前に対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券を取引する関係者は、代わりに Dealing Disclosure を実施する必要があります。

Code の Rule 8.3(b)に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者のいずれかの種類の関連証券について、その1%以上の持分を有し、又は有することとなる者は、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の取引をするときに、Dealing Disclosure を行わなければなりません。Dealing Disclosure には、関係する取引並びに対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショート・ポジション及び引受けの権利の詳細が含まれる必要がありますが、これらの詳細が Rule 8 に基づき既に関示されている場合には対象外となります。Rule 8.3(b)の対象となる者による Dealing Disclosure は、関連する取引を実施した翌営業日の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)までに行う必要があります。

2 名以上の者が、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の持分を取得もしくは支配することに関する合意や約束(公式か非公式かを問わない)に従い共同行為を行う場合、それらの者は Rule 8.3 において 1 名の者とみなされます。

Opening Position Disclosure は対象会社及び提案者も、Dealing Disclosure は対象会社、提案者及びそれらの共同行為者もそれぞれ開示する義務があります(Rule 8.1、8.2 及び 8.4 参照)。

Opening Position Disclosure 及び Dealing Disclosure が必要となる関連証券を発行した対象会社及び提案者の詳細は、Panel のウェブサイト([www.thetakeoverpanel.org.uk](http://www.thetakeoverpanel.org.uk))内の Disclosure Table 上で閲覧可能であり、Disclosure Table には、関連証券の発行済証券数、オファー期間の開始日及び提案者が最初に特定された日に関する詳細も記載されています。Opening Position Disclosure 及び Dealing Disclosure を実施する必要があるかを確認する場合は、Panel の Market Surveillance Unit (市場監視部門、+44 (0)20 7638 0129)までご連絡ください。

以上